

今後の入会林野政策について

菅野泰治（林野庁経営課組合事業班担当課長補佐）

1. 国の森林・林業政策の動き

現在、我が国の森林・林業については、戦後造成された人工林がまさに本格的な利用期を迎える中において、豊富な森林資源を循環利用し、新たな木材需要の創出、需要に応じた国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築等により、林業の成長産業化を実現して地方創生に貢献する事が重要な課題となっています。

そのため林野庁では、国産材の安定供給体制の構築に向けて、川上から川下の事業者が連携し、森林資源をフル活用した付加価値の高い木材バリュー・チェーンの構築、さらに施業集約化と路網整備の加速化等による林業の低コスト化、あるいは新規就業者の育成確保等による多様な担い手の育成確保などに取り組んでいます。

こうした中で林業の成長産業化の実現に向けて民有林の3分の2に当たる組合員所有林を管理する森林組合においては、我が国の森林林業の担い手の中核的なものであり、大きな役割を果たしていく事が期待されているところです。

また、本年は森林組合系統の次期運動方針を作成する5年に一度の重要な年となっており、林業の成長産業化と地方創生という林業の施策の実現に大きく寄与していく事になるひとつの節目になるという状況です。

2. 入会林野整備の状況

入会林野の整備については、昭和41年の近代化法の制定以降、入会林野等の整備を進めているところですが、平成26年度までの入会林野などの整備状況の調査によると、26年度までで約57万9千haが整備されました。その推移は、昭和49年の5万3千haをピークに徐々に減少傾向で、昭和62年度以降に1万haを下回り、さらに平成9年度以降は約1千haから2千haと非常に低位に推移している状況です。平成26年度の整備面積は約510ha、件数は7件で、これを都道府県別で言うと5県で7件を実施したという結果です。

平成26年度入会林野の整備意志の確認調査を実施しています。この調査によると未着手は約35万5千haで、そのうち整備意志があるのが約1万haとなっており、割合で約3%となっています。整備意志がある集団数、面積共に徐々に減少傾向にあります。

入会林野整備は、権利関係の複雑さや入会権者の高齢化や不在村化により権利関係の合意形成が困難となっている状況や、林業経営の悪化により林業経営に対する意欲や興味が低下している事など、入会林野整備の問題点として、数年来の整備の進まない状況にあります。

このようなことから、入会林野近代化法による整備の行き詰まり、今までのような進

め方が限界にきているといった意見がある事は承知している状況です。現在、入会林野整備計画の第6期で取り組んでいます。施業集約化による木材の安定供給や森林の多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を適切に進めるためには、入会林野の権利関係が不明確であることを要因として森林整備がなされずに放置される事のないよう権利関係の整備を進めていくことが重要です。今後とも入会林野の整備意志がある、また可能性がある入会集団に対しては、前向きな指導を引き続き行っていく事になると思いますが、整備意志のない集団をどうしていくかということも、一方では大きな課題となっています。

生産森林組合の現状について、平成25年の生産森林組合の数は3,079組合で、組合員数は約22万人、経営面積は約34万haという状況です。生産森林組合における年齢構成で40歳以下は約2%ほどとなっており、青年層は極めて少ない状況となっています。一方で、61歳以上は全体で75%を占めており、高齢化が著しく進行している状況です。

生産森林組合の活動状況は、平成25年度においては、生産森林組合の全体のうち約1割に当たる313組合において保育事業を実施しています。また、主伐を実施した組合は全体の1%となっており、30組合で実施しています。また、販売事業に伴う事業収入があった組合が全体の26%に当たる654組合となっており、このうち立木販売を行った組合の1組合当たりの販売高は250万円、木材販売を行った組合の1組合当たりの販売高は約70万円となっています。キノコ販売についても37組合で取り組まれており、これも貴重な収入源です。これらの事業によって、事業収益を計上している組合は全体の約3割で、森林経営に伴う木材販売による事業利益をさらに計上している組合は全体の約1割に満たない現状です。

生産森林組合の解散などの状況について、平成20年から平成24年度の過去5年間に於いて解散した生産森林組合の数は152組合で、解散後の移行形態は、認可地縁団体が99組合と一番多く、解散した生産森林組合の65%を占めます。意欲的に活発に活動している生産森林組合がある一方で、大部分の組合は活動が不活発ということが言えます。

このような状況から、林野庁では現在、森林・林業基本計画の改定作業並びに昨年の長野県の規制改革提案を踏まえ、生産森林組合の活動がもっと活性化できるような観点からの制度検討を、庁内で行っているところです。生産森林組合の活動が低調という状況を踏まえ、活性化させるという観点で、まず常時従事義務の考え方、これまで過半云々という運用をしてきましたが、その運用の改善を出来ないか、また自ら所有する山以外の森林を経営できるよう、いわゆる外部委託をする事の可能性を検討している状況です。

また一方で活動が不活発、活動が低調な組合を念頭にそういった生産森林組合を他の組織へ円滑に組織を移行できないか、移行するにあたっての支援策を併せて検討しています。具体的には、認可地縁団体や合同会社など、他の組織にその意志を持って変更する際、手続きを簡略化出来るような制度を検討しています。いずれにしても、庁内の検討段階なもので、さらに深掘りして制度を詰めた段階で森林・林業基本計画に合わせてどのように位置付けるかの検討を行っています。